

## 中央児童会館等建替え整備事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 中央児童会館等建替え整備を実施するにあたり、提案された事業計画等の内容について広く専門的・学術的見地から意見を聴くため、中央児童会館等建替え整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施方針に関すること。
- (2) 事業者募集要項及び事業者選定基準に関すること。
- (3) 事業者及び事業提案書の審査に関すること。
- (4) その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会の委員の数は10人以内とし、学識経験者及び市職員等で構成し、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(設置期間)

第5条 選定委員会の設置期間は、施行日から事業者との基本協定締結日までとする。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明またはその意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 選定委員会の会議は、事業者の競争上の地位の保護や提案内容の審査の公平性を確保するため、原則非公開とする。

(審査結果の公表)

第8条 審査結果は公表する。

(事務局)

第9条 選定委員会の庶務を処理するため、事務局を福岡市こども未来局こども部青少年健全育成課に置く。

(運営の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。